

青税連

1996.1.15

# ZENKOKU AOZEILEN

日税連

「税理士法改正夕夕キ台」

109

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303  
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会長 岩田 俊一 編集人 広報部長 木下 盛弘

# No.109 CONTENTS 1996.1

## 《特 集》日税連「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 早期改正実現を要する21項目を公表     | 3 |
| 「タタキ台」の基本的な考え方（原文・全文） | 4 |
| 「タタキ台」の内容について         | 5 |
| 税理士法改正案 比較対照表         | 6 |

## 《連 載》全青税の主張 特集「日税連タタキ台」

|   |   |
|---|---|
| 「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」について<br>税理士法対策委員長 須藤 信一 | 7 |
| 「税理士法改正のタタキ台」についての視点<br>法対策部長 秋元 照夫         | 7 |

## 《参考記事》全青税「税理士法改正に関する意見」（平成4年4月）について

## 《特別寄稿》「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」についての検討

東京青税 我妻 憲利 8

## 《連 載》「今、〇〇青税では」今、近畿青税では

|                |    |
|----------------|----|
| 近畿青税代表幹事 道越 清樹 | 11 |
| 大阪府支部長 長井 和彦   | 11 |
| 京都府支部長 乗岡 五月   | 11 |
| 兵庫県支部長 北村 博昭   | 11 |
| 和歌山県支部長 川口 昌紀  | 12 |
| 奈良県支部長 加藤 正親   | 12 |
| 滋賀県支部長 畠山 讓治   | 12 |

## 《連 載》「会員の声」

## 《編集部から》108号の訂正とお詫び

## 《アルバム》秋季シンポジウムの名（迷）演集 ～予告にかえて～

## 《広 告》'96全国大会・横浜大会のお知らせ

## 《広 告》'96秋季シンポジウムのお知らせ

# 〈特集〉 日税連「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」

## ——早期改正実現を要する21項目を公表——

すでに御承知のことと思われませんが、平成7年10月15日付「税理士界」第1093号に別添の形で折り込まれています、平成7年6月28日付の日税連制度部による「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」が公表され、渡邊省三制度部長の名で、各税理士会に広く意見聴取を求めています。

全青税におきましても、いちはやくこの「タタキ台」原本の写しを入手し、すでに7月22日開催の理事会で出席理事に配布するとともに各単位青税に持ち帰り検討をすることが決定されました。また、平成4年4月に作成した全青税の「税理士法改正についての意見書」(B5サイズ、水色の表紙)の内容の再検討と日税連「タタキ台」との比較検討等の作業を税理士法対策委員会や法対策部の下で開始するよう決定されました。

## 役員研修会

対応について最初の審議を予定した9月3日の理事会の前日9月2日に、岐阜長良川ホテルにて東京地方税理士会会員で日税連制度部委員、しかも元千葉青税代表幹事を務められた松下光弘氏を講師に招き、「徹底検証!日税連税理士法改正意見書」のタイトルで役員研修会を開催しました。

日税連「タタキ台」の作成に直接関わった松下先生は、全青税の幹部役員としても税理士法改正運動には深く関わってこられただけに、先生御自身でまとめられた文書や投稿文などを資料として用意していただき、改正項目の一つ一つについて別掲の「比較対照表」によって詳しく解説して下さいました。この「比較対照表」は、東京地方会が平成6年4月に作成した「税理士法改正試案(第一次試案)」と、東京会が平成5年5月に作成した「税理士法改正要綱」(グリーンブック)との各項目について、取り上げているかないか、どのような内容になっているかが、日税連「タタキ台」のそれぞれと比較できるように作られています。

当日出席した全青税の役員は25名でしたが、2時間半もの講義のあと、30分以上にわたり質疑応答を活発に行ないました。特に、日税連制度部の運営の実態や、勤務税理士の規定・税理士法の規定・会長職権による登録抹消制度の規定の3項目について平田日税連会長が優先的に検討するよう指示したことの意図は何なのかということや、登録前研修・更新時研修の実施方法と日税連会館問題との関係はどうかということなど、興味深い質疑応答が繰り返されました。

ついでながら、東京地方会では、前記の「第一次試案」について全34支部から意見聴取をした結果、意見が不一致だったのは、資格付与制度と税理士法人の2項目だったそうです。前者については、試験中心とするのが6~7割、現状放置で良いとするのが3~4割の支持を得たとのことですが、後者については、賛成6割、意見保留3~4割、反対はほとんどなしだったとのこと。



役員研修会講師：松下光弘氏



役員研修会参加者の真剣な姿勢

## 全青税理事会での対応

9月3日の理事会では、全青税としての何らかの対応を行なうことが、前日の研修会の内容からも必要との結論に達し、研修会資料と全青税「意見書」を活用し各単位青税でも対応を協議することが決定されました。

10月7日の理事会では、全青税として意見書あるいは要望書として文書を作成して日税連に提出することが可決され、その原案は須藤税理士法対策委員長が作成することになりました。作成にあたっては、全青税「意見書」が今なおそのままの良いものであるものとして、これをもとに「タタキ台」についての評価を検討してゆくのか、「意見書」にはこだわらず、今改めて「タタキ台」の一つ一つの項目を検討してゆくのか、作成の基本方針について審議がなされましたが、全青税「意見書」の内容に精通していない理事も多数いたため、これについては作成を担当する委員長に一任の形になりました。

11月18日の理事会では、とりあえず全青税「意見書」にはあるが、日税連「タタキ台」に欠けている重要な6項目を追加するよう要望する内容の要望書(案)が、須藤委員長から提案されました。要望書には全青税「意見書」を添付し、重要6項目の説明は「意見書」に委ねるシンプルな文書になっています。審議の過程で、「意見書」と「タタキ台」との相違点や共通点が十分に理解し辛いことが浮き彫りにされましたので、審議継続として、須藤委員長が次回までに対照表を作成するとともに各理事も全青税「意見書」の内容に理解を深めることが決定されました。

12月2日の理事会では、現行税理士法・「タタキ台」・「意見書」についての要改正事項の対照表が須藤委員長より提出され、改正事項の各項目についての論点が明らかにされました。各論において平成4年当時まとめた「意見書」の内容が今なお全青税の主張として陳腐化していないかどうかより深く検討をするよう各理事は各単位青税へ持ち帰り、次回以降への審議を継続することとなりました。

このあと、2～3回の審議を経て全青税として

の「タタキ台」に対する意見が日税連への要望書の形でまとめあげられることとなります。別項の「全青税の主張」の須藤委員長と秋元法対策部長の考え方や、元東京青税会会長我妻会員の特別寄稿の意見が、会員の皆さんの意見形成に役立ちますとともに、皆さんの意見をお寄せ頂くことを願っています。

なお、この日税連「タタキ台」に対する一連の取り組みは、総会で承認されました1995年度事業計画の4.「国民のための税理士制度確立のために向けて活動する。」ということのために行なわれていることを申し添えておきます。

### タタキ台の基本的な考え方

(原文・全文)

このタタキ台は、特に昭和55年改正の経緯を教訓として、ひとり税理士(会)のみの主張に墮することなく、時代が要請する税理士制度を構築すべく、①税理士制度の発展、②租税制度への貢献、③申告納税制度の健全な発展への寄与、④税務行政手続における納税者の代理人たる地位の確立、⑤納税者、税務当局、税理士の三者の信頼関係の樹立、を基本理念として、喫緊の課題はもとより、過去の改正作業において常に重要課題として取り上げられてきたものを含め、改正項目を抽出し、検討を行っています。

また、この検討作業を進めるに当たっては、あくまでも上記理念を実現することが目的であって、法の改正自体はその一手段にすぎないと認識から、法改正のみを論ずるに止まらず、税理士会における会則・規則等の整備及び有効かつ適切な施策の確立など幅広く論議の対象としております。

申すまでもなく、税理士制度の発展を期するうえで、法改正が極めて有効に機能する反面、その方向を誤るようなことがあれば、税理士制度の根幹を揺るがすことにもなりかねません。しかも、法改正は、客観的かつ合理的な理由が存在しなければ、その実現はおぼつかないばかりか、単に法律を改正しさえすれば、すべての問題を一気に解決することができるという、いわば特効薬であるわけでもありません。これらを充分にご認識いただき、ご検討下さるようお願い申し上げます。

# 「タタキ台」の内容について

昭和55年の改正の後、日税連制度部では、税理士をとりまく環境の変化にともない、現行税理士法に生じた不備、欠陥等の改正論議を高めるため、平成元年から、「納税者の代理人たる税理士制度の確立を目指し」て審議を進めた結果、平成3年6月に「税理士法改正に関する中間意見——短期的改正項目」、平成5年4月に「税理士法の要改正項目及びその問題点に関する報告書」をとりまとめました。

日税連制度部では、更に論議が深められ、本格化させるために「税理士法改正に対する一定の考え方・方向性」を具体的に提示することが必要であるとの考えから、この「タタキ台」を作成して、公表したと、「タタキ台」前文の「公表にあたって」の文章に記されています。

この「タタキ台」は、上記「報告書」でとりあげた33項目の要改正項目のうち、別掲の「基本的な考え方」の基本理念に則し、かつ早期改正の実現を必要とする21項目について絞り込んだということです。

その21項目とは、次の通りです。

## I 税理士業務の範囲及び限界の明確化

1. 税務書類の範囲 (第2条)
2. 税務相談の定義 (第2条)
3. 付随業務たる会計業務の拡充 (第2条)

## II 資格取得制度の整備

4. 受験資格要件 (第5条)
5. 試験科目の一部の免除 (第8条)
6. 登録時における、税理士の業務に関する研修制度 (新設)
7. 税理士証票の更新制度 (新設)

## III 税理士の法的地位の確立

8. 調査の通知 (第34条)
9. 意見の聴取 (第35条)
10. 計算事項、審査事項等を記載した書面の添付 (第33条の2)
11. 税務訴訟における税理士の地位に関する規定 (新設)

## IV 税理士業務の執行方法の改善

12. 勤務税理士に関する規定 (第18、第40条)
13. 税理法人制度 (新設)

## V 税理士会の自主性の確立

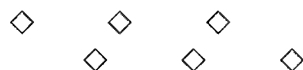
14. 帳簿作成の義務 (第41条)
15. 退会処分に関する規定 (新設)
16. 紛議の調停に関する規定 (新設)
17. 総会の決議の取消及び役員解任、一般的監督、監督上の措置 (第49条の16、第49条の17、第55条)

## VI 税理士業務の制限の徹底

18. 臨時的税務書類の作成等の許可 (第50条)
19. 許可公認会計士の特例 (附則第37条)
20. 税務に関する事務の標示又は記載の制限に関する規定 (新設)
21. 非税理士との提携の禁止に関する規定 (新設)

また、審議の結果、早期の実現が困難であるとして、この「タタキ台」での採用を留保したのは次の15項目です。

- 1 使命の明確化 (第1条)
- 2 付随業務 (MA S業務) の拡大
- 3 資格付与要件の変更 (第3条第1項第3号及び第4号)
- 4 試験委員 (第48条の5)
- 5 変更登録手続の見直し (第20条)
- 6 会員名簿に関する規定の整備 (施行令第10条)
- 7 閲覧謄写権
- 8 共同事務所 (但し、税理法人の項に含めた。)
- 9 使用人等に対する監督義務及び助言義務 (第41条の2、第41条の3)
- 10 業務の制限規定の見直し (第41条)
- 11 税理士の倫理
- 12 懲戒処分に関する規定の整備 (第45条、第46条)
- 13 組織機構の見直し (第49条、第49条の12)
- 14 税理士業務を行う弁護士 (第51条)
- 15 罰則の強化 (第58条、第59条)



税理士法改正案 比較対照表

東京地方税理士会 制度部

| 改正項目                          | 東京地方会-改正案 | 東京会改正要綱      | 日税連タキ台    |
|-------------------------------|-----------|--------------|-----------|
| 一 税理士の使命の明確化                  |           |              |           |
| 1 税理士の使命 (1条)                 | ○         | ○            | ×         |
| 2 税理士の職責の規準 (新設)              | ○         | ○倫理          | ×         |
| 二 税理士の業務に関する規定の整備             |           |              |           |
| 1 税理士業務 (2条1項)                | ○包括規定     | ○税務書類・特殊税務相談 | ○税務書類     |
| 2 会計業務 (2条2項)                 | ○         | ×            | ○         |
| 3 裁判所への出廷 (新設)                | ○         | ○            | ○         |
| 4 計算事項等を記載した書面の添付 (33条の2)     | ○削除       | ×            | △調査前の意見聴取 |
| 三 税理士の資格付与制度と試験制度の改善          |           |              |           |
| 1 税理士の資格付与制度の改善 (3条、8条)       | △両説併記     | ○            | ○8条       |
| 2 受験資格 (5条)                   | ○税理士補助者3年 | ○税理士補助者3年    | ○税理士補助者3年 |
| 3 試験の目的及び試験科目 (6条)            | ○判断力等の判定  | ×            | ×         |
| 4 試験委員 (48条の5)                | ○税理士・大学教授 | ○税理士         | ×         |
| 5 登録前研修制度 (新設)                | ○18条の2    | ○24条         | ○3条       |
| 四 税理士の権利及び義務の整備               |           |              |           |
| 1 税務代理の権限の明示等 (30条、31条)       | ○         | ×            | ×         |
| 2 署名押印の義務 (33条)               | ○         | ×            | ×         |
| 3 調査の通知 (34条)                 | ○轉通知・理由開示 | ○轉通知・理由開示    | ○轉通知      |
| 4 調査の立会いに関する教示 (新設)           | ○         | ○            | ×         |
| 5 意見の聴取 (35条)                 | ○         | ○            | ○         |
| 6 書類の閲覧、謄写及び撮影の請求 (新設)        | ○         | ○            | ×         |
| 7 処分等の通知 (新設)                 | ○         | ×            | ×         |
| 8 帳簿作成の義務 (41条)               | ○削除       | ×            | ○削除       |
| 9 使用人等に対する監督義務 (41条の2)        | ○削除       | ○削除          | ×         |
| 10 助言義務 (41条の3)               | ○削除       | ○削除          | ×         |
| 11 税務職員出身の税理士の業務の制限 (42条)     | ○後2年・前5年  | ○後3年・前3年     | ×         |
| * 営業等の届出 (新設)                 | ×         | ○            | ×         |
| * 勤務税理士に関する規定 (18条、40条)       | ×         | ×            | ○職務上義務の例外 |
| 五 税理士団体の自治権の確立と組織機構の改善合理化     |           |              |           |
| 1 税理士懲戒制度の改善合理化 (45条外)        | ○日税連と大蔵大臣 | ○税理士会と日税連    | ×         |
| 2 税理士審査会 (48条の2)              | ○審査請求の審議  | ○試験管理委員会     | ×         |
| 3 税理士及び税理士と大蔵大臣等の監督権 (49条の2外) | ○         | ○            | △         |
| 4 日税連の組織機構の改善合理化 (49条の12)     | ○日税理士連合会  | ○日税理士連合会     | ×         |
| * 建議等 (49条の10)                | ×         | ○支部・税理士      | ×         |
| * 税理士証票の更新制度 (新設)             | ×         | ×            | ○         |
| * 退会処分 (新設)                   | ×         | ×            | ○行方不明・積滞納 |
| * 紛議の調停に関する規定 (新設)            | ×         | ×            | ○         |
| 六 税理士業務の制限の整備合理化              |           |              |           |
| 1 臨時的税務書類の作成等 (50条)           | ○事前協議・通知  | ○削除          | ○事前協議・通知  |
| 2 許可公認会計士の特例 (附則37項)          | ○削除       | ○削除          | ○削除       |
| 3 税理士業務の制限 (52条)              | ○企業の相談の禁止 | ○周旋の禁止       | ×         |
| * 税理士業務を行う弁護士 (51条)           | ×         | ○税理士会へ通知     | ×         |
| * 税務に関する事務の標示又は記載の制限 (新設)     | ×         | ○            | ○         |
| * 非税理士との提携の禁止 (新設)            | ×         | ○            | ○         |
| 七 税理士業務の共同化への提言               |           |              |           |
| 1 税理士法人 (新設)                  | ○B案       | △B案 参考提示     | ○法人主体型    |
| * 合同税理士事務所 (新設)               | △会則で整備    | △法改正要 参考提示   | △会則で整備    |

○：改正提案 ×：改正不提案 △：その他

## 全青税の主張 特集：「日税連タタキ台」

### 「税理士法改正に関する 意見(タタキ台)について」

税理士法対策委員長 須藤 信一

日本税理士会連合会は、昨年10月15日付の広報紙「税理士界」で、「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」(以下、「タタキ台」という)を公表した。この「タタキ台」は、「昭和55年改正の経緯を教訓として、ひとり税理士(会)のみの主張に墮することなく、時代が要請する税理士制度を構築すべく、①税理士制度の発展、②租税制度への貢献、③申告納税制度の健全な発展への寄与、④税務行政手続における納税者の代理人たる地位の確立、⑤納税者、税務当局、税理士の三者の信頼関係の樹立」を基本理念とするという。

しかし、その一方で、使命の明確化(第1条)、組織機構の見直しなどの重要な事項を、「早期実現が困難」として「タタキ台」での採用を留保している。

果たして、「租税制度全般にわたって国民の権利を擁護する」という使命を明確にせずに、また、日税連の機構を改革し、より民主的な組織にせずに、「時代が要請する税理士制度」を構築できるものか、甚だ疑問である。

当連盟は、税理士法改正について、平成4年4月に「税理士法改正に関する意見」(以下「意見」という)をとりまとめている。当連盟は、「税理士制度はどうあるべきか」という基本的視点から、次のような基本的考え方に立って、「意見」を作成している。

1. 税理士の使命の明確化
2. 将来を見据えた税理士の業務
3. 税理士の資格及び税理士試験の改革
4. 権利の拡充と義務の整備
5. 自主権の確立

現在、当連盟は理事会で、この「意見」と「タタキ台」を比較し、単に「タタキ台」の21項目の内容を検討するに止まらず、「あるべき税理士制度」を構築する上で「タタキ台」に欠落している

部分、修正すべき部分を検討し、本年3月を目標に意見書の作成を進めている。

是非、会員一人一人の意見を「意見書」の作成に反映させていきたいと考えています。各単位青税の理事の皆様、理事会への出席と理事会での発言をお願いします。

### 「税理士法改正のタタキ台」についての視点

法対策部長 秋元 照夫

日税連は、平成7年6月28日付けで制度部から提出されたタタキ台について、9月8日付文書をもって各税理士会に対して検討方を依頼した。(詳しい内容は「税理士界」1093号10、15発行)

税理士法改正は今に始まった問題ではない。平成3年に「税理士法改正に関する中間意見」を公表してから丸4年経過してようやくタタキ台が完成した。なぜこんなに時間がかかるのであろうか？それは日税連において税理士制度の基本理念が不明確であることが原因である。

今回のタタキ台の内容は21項目からなっているが、平田日税連会長より「勤務税理士に関する規定」「税理(士)法人制度」「連合会会長の職権による登録抹消に関する規定」の3項目を優先検討項目とされている。我々が望む「税理士の使命」「懲戒制度」「機構改革」等の重要項目の改正は欠落している内容となっている。

従って、「あるべき税理士の基本的地位」を明確にしていなかったため、寄せ集め、かつ小手先だけの改正案となっているのである。

法改正は、本来、税理士の社会的地位を向上させるものでなければならず、そのためには税理士の基本的地位を明確にし、税理士の資格取得は国家試験によって一元化されなければならない。合格者を対象に実務能力の訓練を公的研修所で行えば一定のレベルは確保できるはずである。ところが、「税理士の能力の保証が制度的に必ずしも十全でないために、社会の信頼を失いかねない」等の理由により研修制度を新設しようとしている。

しかし、これは税理士制度の最も根幹である資格取得にメスを入れずにして是正出来るものではない。従って、このような制度は資格取得の不合理を固定化するものである。

税理(士)法人制度の新設についても、税理士業務の多様化、高度化、複雑化等だけの視点で協同化の必要性を論じることは、税理士の本質的性格(第1条)を明確にされていない現行法では税理士制度の変質を含む大きな問題を残すことになる。

「懲戒権」の問題については、一切ふれていない。しかし、一方では「税務訴訟における税理士の地位に関する規定(出廷陳述権)」を新設して

いる。現行法からすれば一歩前進ではあるが、課税当局と対立する立場にある税理士の懲戒権を課税当局が持っていることは、税理士は納税者の代理人ではなく、税務行政の補助機関の地位にあるものとして位置づけられていることを意味している。従って、真の納税者の権利を擁護することは出来ない。懲戒権は税理士会自身が持って初めて課税当局と対等平等になり、税務訴訟における税理士の地位が確保されるのである。

我々は、法改正の内容を是々非々で検討するのではなく、「納税者のための真の税理士制度」を確立させるという視点から今回のタタキ台を検討していく考えである。

## 全青税「税理士法改正に関する意見」(平成4年4月)について

平成3年秋から4年春に及ぶ長きにわたり、税理士法対策委員会及び理事会の慎重な審議を行ない、全青税は「税理士法改正に関する意見」をとりまとめ、冊子として広く公表しました。

税理士法の改正を考えるにあたり、将来を見据えた「税理士制度のあるべき姿」という視点からの検討を行ない、今後わが国が民主的な租税国家として発展してゆくために税理士制度がどうあるべきかという基本的視点からとりまとめられたことが、序文「はじめに」に記されています。また内容は、次の22項目につき、意見と理由を明記するものとなっています。

- 1 税理士の使命
- 2 税理士の業務
- 3 税理士法人の創設について
- 4 試験免除制度
- 5 税理士の資格

- 6 税理士試験
- 7 勤務税理士
- 8 税理士の権利及び義務
- 9 業務の制限
- 10 税務調査の通知
- 11 調査理由の開示
- 12 税理士の意見の聴取
- 13 調査終了の通知
- 14 閲覧・謄写権
- 15 税理士会
- 16 税理士会の支部
- 17 総会の決議等の報告
- 18 日本税理士連合会
- 19 日本税理士会連合会の会則
- 20 資格審査会
- 21 総会の決議の取り消し及び役員解任
- 22 その他(削除すべき4条項)

### ——特別寄稿——

## 「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」 についての検討

我妻憲利(東京)

日税連制度部は、平成元年から税理士法改正のための審議を進め、今般「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」(以下「タタキ台」)をとりま

とめた。このタタキ台の作成の目的を「刻々と進展する社会情勢にあつて納税者の代理人たる税理士制度を目指し、税理士法改正論議を更に深め、



本格化させるため税理士法改正に対する一定の考え方、方向性を税理士会及び税理士会会員に具体性をもって提示すること」と述べている。

## I. タタキ台の内容

早期改正の実現が必要とする項目を抽出し理論構築をしたとして21項目を取り上げている。紙面の都合上、要点を次の事項に絞り整理してみる。

### (1) 税務相談の範囲

「将来的税務相談」は税理士法上の税理士業務であるとの解釈が成り立つものと思われるが、必ずしも明解とは言えないとの考えから法律上明定しないとしている。しかし営利企業による「将来的税務相談」行為に歯止めをかける必要があるため、「税務に関する事務の標示又は記載の制限に関する規定」及び「非税理士との提携の禁止に関する規定」(新設)を揚げ解決策としている。

### (2) 資格取得制度の整備

①現在、税理士業務の補助業務に従事した者は「従事した期間が通算して5年以上」で受験資格が得られるが、この期間を「3年以上」とする。

(5条)

②2つの学位を取得した者については、選択により税法又は会計科目のいずれかの科目免除に限定すべきとしている。(8条)

### (3) 税理士の法的地位の確立

①調査をする場合において第30条の規定による書面を提示している税理士に対しては、大蔵省令で定める場合(例外規定)を除き、事前通知すべきとしている。(34条)

②また、更正等をする場合には、代理権のある税理士に意見を述べる機会を与える。(35条)

#### ③裁判所への出廷(新設)

税務訴訟になった場合、当事者又は訴訟代理人と共に出廷し陳述することができる。(出廷陳述権)

### (4) 税理士法人制度(新設)

提案理由を簡潔にまとめると次のように述べている。

経営環境はますます複雑化、高度化、国際化の度合いを強め、これに伴い、企業の税理士に対する

ニーズも多様化し、高度化しつつあること、さらに企業経営全般にわたる広範囲な業務提供が求められている。税理士個人の能力には限界があることから、税理士業務の共同組織体による業務執行が有効であるとの認識が、最近多くの税理士の共通の認識となってきた。

税理士法人においては、共同事務所の場合に比して事務所の永続性が格段に高まる。共同事務所は法人格を有しないので、権利義務の主体となり得ず、その設置が安易な反面、離合集散が生じやすいと結論づけ、法人自体が税理士業務の主体となる法人形態である「法人主体型税理士法人」を提案している。

## II. タタキ台の検討

### (1) 税理士の使命

日税連は、昭和47年の「税理士法改正に関する基本要綱」を作成し、税理士法改正に向けてその内外に決意を表明した。その中で、基本的な考え方の第一に「使命の明確化」を述べている。税理士制度を単に税務行政の補助機関としてとらえるきらいがある現制度下において避けて通れない基本的事項であるが、「タタキ台」では、この点に全く触れていない。「納税者の権利利益の擁護」を「税理士の使命」と明言して税理士制度の本質を明確にし、税理士制度の方向性を提示すべきである。何の根拠も示さず、早期に改正が必要な項目として単発的に21項目を抽出しているが、その本音は、税理士事務所の承継問題等、経営の安定を考えての税理士法人制度の導入にあるように思えてくるのである。

### (2) 税務相談

税務相談に対する「タタキ台」の意見は論理的に一貫性を欠いている。「将来的税務相談は現行法上の税務相談」と述べているが、一方で「将来的税務相談は不確定な概念である」ので明文化すべきではないとしている。税理士法改正審議のみならず各税理士会の施策にも重大な影響を及ぼす問題である。実質的に他業界の進出を防げれば良いとする「タタキ台」の考え方には賛成できない。

現行法では、税務相談の範囲に「将来的税務相談」は含まれないと誤って解釈される余地が残っているため、この旨法律上明定すべきである。

**(3) 資格取得制度 (試験科目の一部免除)**

弁護士、公認会計士には無条件で資格が与えられる。それぞれの専門知識を尊重する立場は理解できるが、税理士となる専門知識の一部については適切な検証を受けていないので無条件に税理士資格を付与することは不合理である。弁護士には、法律一般に高度な学識を有しているので、税法科目のみ免除、公認会計士には会計科目のみ免除とすべきである。官公署職歴者等については、税理士の資質を一定の水準に保つべきであるので、試験科目の一部免除の規定は不要である。その他についても縮小した内容にすべきである。

**(4) 税理士の法的地位の確立****①調査の事前通知**

税務代理とは、納税者からの委任により税理士が納税者に代わって法律行為を行ない、またそれを受けることである。税務代理に調査立会は当然伴うものであり、納税者に通知すると否とにかかわらず、税理士に対してあらかじめ通知すべきものであり、実効性の面からも除外規定を設けるべきでない。また、調査の理由の事前開示も規定すべきである。

**②出廷陳述権**

「タタキ台」に賛成である。税理士の使命達成のため、出廷陳述権は必然的に認められるべきである。

**③閲覧・謄写権の確立**

代理人である税理士が税務書類の作成上必要な場合には、その納税者の過去の提出書類等について閲覧できるようにすべきである。

京都地方裁判所の判示(平成7年4月28日判決、11月15日発行「税理士界」1094号を参照)に見られるように、今後益々税理士の善管注意義務及び誠実・忠実が求められてくるので、早急に法定化すべきである。

**(5) 自治権について**

第49条の16(総会の決議の取消及び役員解任)全文の削除に賛成である。

税理士の使命を全うするためには、税理士会自らの団体自治を確立する必要がある。監督官庁の監督権限の及ぶところではない。

また、自治の確立のためには、税理士会と並ん

で税理士も日税連の会員となるよう民主的な方向へ法改正をすべきである。

**(6) 税理法人制度**

税理士事務所共同化及び法人化について検討することには賛成であるが、「タタキ台」で提案している法人自ら税理士業務を行なうことを目的とする税理法人の形態のみを取り上げるのには反対である。

個人の事務所なら無条件で問題がないとはいえない。大型事務所の場合、一人の税理士に多数の補助者がおり、実態は名義貸しに近いという指摘がある。

個人事務所、共同事務所、税理(士)法人それぞれの形態について慎重に検討する必要がある。

**Ⅲ. おわりに**

昭和47年、日税連は、過去の改正運動への取り組み方を反省し、自らの手によって国民の立場に立った税理士制度の確立に全力を注ぐべく、税理士会全体の合意による「基本要綱」を作成し、業界の意思統一の証とした。

しかし、昭和55年改正においても、過去の教訓を生かすことができず、「基本要綱」を凍結し、結果は限りなく政府提案に沿った内容の法改正となった。さらには、税政連献金事件という汚点まで残すことにもなった。

職業法である税理士法は、必ずしも一度で全面的な法改正を行なわなければならないわけではないが、日税連の単発的に項目を抽出する方法には賛成できない。税理士会全体の合意である「基本要綱」に立ち帰り、「21世紀の税理士制度は如何にあるべきか」という大きな視点で再構築すべきである。そして、我々の理想、将来への方向性を明確に示すべきであると思う。その中で、①基本的理念に沿った重要事項、②環境の変化により現行法では対応できなくなる事項、③社会的要請により早急に改正を要する事項、のそれぞれ一つ一つの項目を実現して我々の理想に近づけてゆくべきである。

法改正には行政庁との打ち合わせを第一とする必要はなく、議員立法を目指して改正運動に取り組むべきであると思う。いずれにしろ、これを機会に税理士法改正論議が高まることを期待したい。

## 今、近畿青税では……

### 近畿青年税理士連盟

代表幹事 道 越 清 樹

近畿青年税理士連盟は近畿2府4県の6支部から成り、1,000名超の会員により構成される組織で、各支部より選出された幹事により運営されています。近畿青税の日頃の活動は各支部がそれぞれの支部の実情に応じた独自の活動を行っており、連盟の事業としては近畿青税の基本活動方針の決定、各支部の活動状況の打合せ、制度部を中心とした税法・商法・税務行政手続きの研究・発表、研究部による機関誌「TAX」の発行、広報部による広報誌の発行、そして近畿税理士会をはじめ外部団体との交渉等を主としています。

以下、本年度の近畿青税の各支部の基本施策及び活動状況についてご紹介します。

#### 大阪府支部

支部長 長 井 和 彦

##### 1. 基本施策

大阪支部の今年度の基本方針といえますか、スローガンは「出会いの青税」です。会員相互が部会・例会を通じて出会いの機会を得、情報交換を密にすることが、人生にとっても、税理士業務にとっても有益なことであり、ひいては青税の発展につながるものと考えます。活動組織の上でも、総務部、経理部、制度部、研究部、組織部、経営相談部、広報部、厚生部の8つに分ち、部長を中心として構成するに加え、副支部長を各部に1名ずつ割付け、二人三脚の体制での活動を行なうことにより部の活性化を図り「出会いの青税」を実現しようとしています。

##### 2. 活動状況

研究部は税務関係の研究（自己株式・印紙税・交際費課税）、制度部は税理士法を中心とした研究、経営相談部は前掲以外の研究（海外ビジネス・経営コンサルティング）を通じて例会発表をしま

す。厚生部では会員は勿論、会員の家族、職員をも対象にした企画を立案し、また、会員個々の趣味に応じた同好会活動を通じて親睦を図っております。広報部では広報誌の発行により紙面での出会いを実現し、組織部も会員増強に向けて未入会者に対し活動しています。

#### 京都府支部

支部長 乗 岡 五 月

1. 制度部では、商法問題である計算の公開と監査制度について勉強会を重ね、年度末には意見表明をする予定です。

2. 研究部では、自己株式、最低資本金制度に伴うみなし解散などの問題を中心に研究を行ない、又恒例の弁護士や司法書士との合同勉強会も好評です。今は、全青や近畿青税での発表の準備で大忙しです。

3. マネージメント部では、京都青税始まって以来というパソコンについて勉強を始めました。毎回たくさんの会員が集ります。

4. 近畿税理士会部という部があります。青税会員の意見を近畿税理士会に反映させるために設けられた部で、近税会役員との懇談会などを行っています。

5. 事業計画以外にも、税理士法改正タキ台について、近税会に京都青税の意見書を出すよう京都青税あげて取り組んでいます。毎年行事が多くふうふう言っておりますが、そんな事で例年以上に忙しくなりそうです。全青には、人があまり出せずすみません。

#### 兵庫県支部

支部長 北 村 博 昭

兵庫県支部の一部の地域をのぞいて、ほぼ全員が大なり小なり被害を受けた阪神大震災直後の事業年度という事を念頭に置き、派手な事業は慎み、青税本来の姿である金のかからない手作りの事業を中心に行なってきました。

青税という最高のチャレンジの場で、税理士としてのロマンを追求しようというキャッチフレーズの下に、次に掲げる施策を行なっています。

第一に、青税活動の中心である幹事会の組織を引き締め、活性化させようとしています。又、「新人の新人による新人のための会」青税新人クラブを復活させ、次の時代を背負うリーダーを育て青税としての仲間意識を強めました。

第二に、連盟活動を積極的に支援しました。連盟行事に積極的に参加するように要請し、連盟の各支部長の事務所を訪問する事等により、会員の連盟への関心を高めました。

第三に、青税推薦の5名の理事を積極的に応援しています。理事との懇談会を年3回開く予定にしています。

第四として、地震以降施行された法律に関し、実務的に研究、考察しています。

## 和歌山県支部

支部長 川 口 昌 紀

和歌山県支部は約60名の会員を擁し、本年は次の基本施策のもとに活動しています。

1. 会員が多数参画しやすい会務運営を行なう。
2. 税理士制度発展のため、連盟及び本会の事業に積極参加。
3. 実務に即した研究活動の充実。
4. 会員相互の親睦を深める事業を推進。
5. 会員の業務発展に資する事業を行なう。

当支部にはもともと40歳の年齢制限はなく、若手からベテランまで青年の志を持った会員に多数参画していただいています。執行部は、支部長、各部長等の要職は40歳以下のいわゆる現役組が務め、ベテランが副部長としてサポートする仕組みになっています。

また、会員からは本会支部長を始め多くの役員を輩出し、租税制度、税理士制度の発展のため大いに貢献しています。

会員数が少ないため多くの事業を行なうことはできませんが、毎月の定例研修会の他、研究制度部、事業部、組織部主催の各研修会、旅行、レクリエーション、各種団体との交流などの活動を行なっています。また、本年はパソコン研究会も発足しました。従来和歌山は東京から最も時間距離

の遠い県といわれ、全青税との馴染みも比較的にすかったと思いますが、最近は鉄道、高速道路の整備や関西空港の開港により他県との交流も容易になってまいりました。今後もより一層各地の会員との交流を深め、青税活動の発展のため努力いたしたいと考えています。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 奈良県支部

支部長 加 藤 正 親

### 1. 基本施策

- ①組織の充実、会員拡大の為、会員の参加の機会を増やすように、身近で興味溢れる勉強会を積極的に開催する。
- ②入会勧誘対象者に対し、継続的かつ積極的に支部行事案内を行い入会促進を図る。
- ③比較的新しい会員に対し、税理士業務の経営等諸問題について相談の窓口を設ける。
- ④先輩会員の事務所訪問を研究会に併設して企画する。
- ⑤税理士制度の健全な発展のため、税理士法改正問題、商法改正問題等について、積極的に研究・提言を行う。

### 2. 活動状況等

総務部、研究部、組織部、広報部、制度部、厚生部、経営相談部の各部では、1に掲げた基本施策を活動方針とし、それぞれ目標に向かって日々努力いたしております。

## 滋賀県支部

支部長 島 山 讓 治

当滋賀県支部は、「親睦と研鑽」を目的に掲げ、あらゆる立場の40歳までの税理士の参加を願い、小支部ではあるが、その組織率は90%超を誇る。

また、若手に、自分の考えを無理に押しつける先輩も存在せず、皆、伸び伸びと活動できる環境にあり、月一回の例会（研修会と懇親会）を企画している。

全青税では、「東京イコール全国」という概念は極力排除願い、全国の租税環境の違う支部、特に小支部を配慮した事業の展開を願いたい。

## 会 員 の 声

昨年10月初旬、ある匿名会員から、青税事務局に一通の封書が送られてきました。全青税の定型封筒の下半分を切り取り、「税理士界の本流……青税」というところの「本流」を○で囲み、「税理士界には、亜流も本流もないと思います。他人をバカにするような表現はやめましょう。かえって青税のまじめさと信頼がなくなります。」と書き添えられています。そこで、この表現が採用された時の本当の趣旨を確かめたくて何人かの先輩に問い合わせたのですが、今ひとつははっきりとしません。どなたかお便りをください。待っています。

11月下旬、名青税の高取俊二会員からは、次のような声が届きました。

「え！全青税ソウル大会

11月の東京理事会で平成9年のソウル大会が発表されました。飛行機が大嫌いな私にとってまさに寝耳に水でした。とは言っても威厳のある小池元会長の御言葉ですので、ここは思案のし所。そうだ、博多から釜山まで高速船で3時間なのだ。よし、こうなったら『高速船で行く全青税ソウル大会コース』を提案してみることになります。東京青税の方々もソウル大会成功に向けてぜひ頑張ってください。」

そうです、11月18日開催の理事会で第30回記念大会を韓国のソウルで開催したいという、担当の東京青税の実行委員長、小池幸造元会長から第一

次企画案が発表されたのです。動員目標400名でできるだけ多くの会員・家族が参加しやすい企画を練っているとのこと。皆さんいかがお考えでしょう。

11月18日開催の秋季シンポジウムの委員である東京の松岡基子会員から、シンポ終了の通信がありました。そのなかに「当日拾った会場の声、声……」というのがありますので紹介します。

- ・発表をもっと聴きたかった。
- ・立ち仕事ばかりで、足に豆ができた。
- ・ティータイムが呼び水になって、かえってお腹がすいた。
- ・ウーロン茶とアンパンの組み合わせはあわない。
- ・パーティ会場がいつもと違ってとても華やかだった。
- ・三越のお料理は海老チリがおいしかった。
- ・クイズの賞品が欲しかった。
- ・タバコが吸いたかった。

皆さん、今年のシンポジウムは名古屋で、11月23日(土・祝)に開催と、11月18日の東京での理事会で決定しましたので、手帳に書き込んでおきましょう。

次号では「'95秋季シンポジウムTOKYO」を特集にします。どうぞ多くの会員の皆さんからいろいろなお声を聞かせてほしいと思います。

ところで、symposiumは「シンポジウム」なのでしょう、[シンボジュウム]なのでしょう。

### 108号の訂正とお詫び

編集部の手違いにより、「青税連」108号には次の誤りがありましたので、訂正してお詫び致します。

ひとつは、5ページの写真に付した「大阪大会は盆踊りと共に去りぬ」の「盆踊り」が誤りで、正しくは「河内音頭」としなければいけなかったということです。近畿青税会員のご指摘で、河内音頭を盆踊りのジャンルに含めるのは適切ではないとのことですので訂正したいと思います。

また、これも近畿青税に関わることですが、12

### 広報部長 木下盛弘

ページの「今、仙台青税では」に添えた写真は、編集部では仙台青税の原勉会員である旨記載いたしました。実は近畿青税代表幹事の道越清樹会員だったのです。当日の懇親会での各単位青税代表者紹介の際、仙台青税の原勉会員は所要で壇上に登っておりませんでしたので、編集部では写真を撮影できていなかったのに順番から原会員と間違えてしまったということです。実にお粗末な誤りで、弁解の言葉もありません。ご迷惑をかけた皆様にご心よりお詫び申し上げます。

# 秋季シンポジウム名(迷)演集

～予告にかえて～



スナック物シリーズ1：東京編



農地相続に悩む千葉の青年農業者



スナック物シリーズ2：埼玉編



神奈川のサザエさん一家の近未来

## '96 横浜大会を成功させよう！

1996年8月4日(日) 横浜ロイヤルパークホテルニッコーにて開催

## '96 秋季シンポジウム日程決まる！

1996年11月23日(土) 名古屋にて開催

### 〔編集後記〕

近畿青税の大阪支部の中だけでひっそりと活動してきた私が、いきなり全青部長を仰せつかって早、半年。全青部長というのは、6支部を擁する近畿青税ならではのポストで、いわば近畿青税と全青をつなぐパイプ役。おまけに全青の広報部員という有り難いおまけまで知らないうちについてきて、私の行動半径は、近畿圏から一気に全国に

広がりました。

はじめのうちは、全青の理事会に出席しても知らない顔ばかりで、関東圏の青税主導型の理事会に戸惑いを覚えました。最近やっと全青の雰囲気も掴めてきました。

連載中の「今、〇〇青税では」、今回は近畿青税が登場しています。近畿青税会員1000名の声がこの広報紙をつうじて全国に届くでしょうか。

(近畿：森田昌子)